

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 しまなみ福社会

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人しまなみ福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬 等)

第 3 条 評議員及び理事、監事については、原則無報酬とする。

(費用弁償)

第 4 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 附 則

(改 正)

第 5 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人しまなみ福祉会の議決を経なければならない。

この規程は平成28年3月24日制定 平成28年3月24日より施行する。

附 則

この規定は、平成29年9月20日から施行する。